

令和7年度「ぐんま Agri×NETSUGEN 共創」実証事業 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

標記業務の委託予定者を選定するため、次のとおり実施事業者を公募します。

2 事業の概要

(1) 事業名

令和7年度「ぐんま Agri×NETSUGEN 共創」実証事業

(2) 業務内容

別添「『ぐんま Agri×NETSUGEN 共創』実証事業 企画提案仕様書」参照

(3) 契約期間

契約締結日から令和8年3月13日（金）

(4) 委託上限額

3,500千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

(5) 採択上限数

5者程度

3 参加資格

スタートアップ又は農業経営体等の共同事業体（※）であって、その構成員及び提案が次の条件を全て満たしていること。

※共同事業体・・・スタートアップ（自社の技術やサービスを実証、又は提供）、農業経営体等（実証フィールドを提供、又はスタートアップの技術やサービスを実証）、その他連携する企業等を想定

- (1) 委託契約における業務受託者は、契約責任を果たす能力を持ち、財政的健全性を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者。
- (3) 破産宣告を受け復権していない者でない者。
- (4) 銀行取引停止処分を受けている者でない者。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、または民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと。

- (7) 群馬県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- (8) 暴力団、暴力団員または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (9) 提案する事業が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可又は指定を受けている必要がある場合には、当該免許、許可、認可又は指定を受けていること。
- (10) 提案する事業が大企業（中小企業法第 2 条に規定する中小企業以外の企業（みなし大企業を含む。）をいう。以下同じ。）を提案主体とするもの、又は大企業の技術やサービスを実証する内容ではないこと。

なお、上記に加え、自社の技術やサービスを実証、又は提供するスタートアップは、当該実証事業を的確に遂行する体制・ノウハウ等を有していることが求められるため、以下いずれかの受賞歴又は契約実績を有することが望ましい。

ア 県が連携協定を締結している一般社団法人 AgVenture Lab が実施するアクセラレータープログラムである「JAアクセラレーター」、又はその他国内のアクセラレータープログラムにおける受賞歴

イ 過去5年間に於いて、自社の技術やサービスの実証等についての官公庁との契約実績（1件以上）

※ 「JAアクセラレーター」プログラムについては以下リンク先から御確認ください。

[JA アクセラレーター by AgVenture Lab \(https://ja-accelerator.agventurelab.or.jp/\)](https://ja-accelerator.agventurelab.or.jp/)

4 公募・選定スケジュール（日程は全て令和7年）

(1) 公募期間

2月7日（金）～2月28日（金）

(2) 質問受付期限

2月19日（水）15時まで（メールにて必着）

(3) 参加申込・企画提案書提出期限

2月28日（金）15時まで（メールにて必着）

(4) 1次審査（書面審査）結果通知日

3月14日（金）

(5) 2次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査） 実施予定日

3月18日（火） ※仮日程、変更の可能性があります。

(6) 受託予定者の決定及び通知予定日

3月21日（金）

(7) 契約締結、事業実施計画書提出等

4月中

5 本プロポーザルに関する質問及びそれに対する回答等

本プロポーザルの参加や企画提案書の作成に係る質問を下記のとおり受け付けます。

なお、審査に係る質問については受け付けません。

(1) 受付期間

公募開始日から令和7年2月19日(水)15時まで (メールにて必着)

(2) 質問方法

ア 様式

任意。ただし、会社名、担当者氏名、連絡先(住所、電話番号、メールアドレス)を明記ください。

イ 提出方法

件名を「『ぐんま Agri×NETSUGEN 共創』実証事業 公募型プロポーザルに関する質問」とし、10に記す担当あてに電子メールにより御提出ください。

なお、電子メール送信後に必ず電話にて着信を御確認ください。

(3) 回答

質問書受付日の翌日から起算して3日以内(土・日曜日、祝日を除く)に、メールにより行います。また、公平性を担保するため、回答内容を県ホームページに公表することがあります。

6 参加申込及び提案資料の提出

当プロポーザルへの参加を希望する事業者は、次の書類を期限内に御提出ください。

(1) 提出書類

① 参加申込書(様式1)

② 会社概要書(様式2)

③ 企画提案書(様式3)

④ 委託費見積書(任意様式)

※宛名は「群馬県知事 山本一太」とし、見積書の内訳には各経費の単価、消費税及び地方消費税額を明記してください。

※正式な見積については、審査の結果を踏まえ、「7」に定める受託候補者に改めて依頼します。

⑤ 参考資料(任意様式)

※事業イメージや企画提案書の内容を補足するもの作成してください。

⑥ 添付書類

(ア) 暴力団排除に関する誓約書(様式ア)

(イ) 登記事項証明書(現在事項全部証明書) (3か月以内に発行され

たもの。写し可)

(ウ) 直近の決算に係る財務諸表

(エ) 課税(免税)事業者届出書(様式エ)

(オ) 会社概要等事業者の概要がわかるもの(パンフレット等)(任意様式)

※その他、県が必要とする場合、追加資料の提出を求めることがあります。

(2) 提出期限

令和7年2月28日(金) 15時 (メールにて必着)

(3) 提出方法

- PDF ファイルにより10に記す担当あてに電子メールで御提出ください。
- 送信後に必ず電話にて着信を御確認ください。
※資料は、全ページに頁番号を付けてください。
※複数資料になる場合は、各資料の表紙に、資料番号を1、2、3・・・となるよう、資料の違いが分かるよう標記してください。
※添付ファイルのサイズが7MB(メガバイト)を超える場合は、群馬県のメールシステムで受信できないため、引き取りメールの送信依頼を連絡してください。

(4) 応募書類の取扱い

- 提出された応募書類は返却しません。
- 提出された応募書類は、審査の必要上、複製を作成することがあります。

7 審査

提出された書類及び企画提案に関する審査を次のとおり実施し、提案書評価基準に定める要件を満たし、かつ、高い評価点を得た複数者を審査の上、優秀提案者を決定します。

なお、審査は1次審査を書面で行い、その中から高得点を獲得した提案者について、2次審査をプレゼンテーション・ヒアリングにより審査します。

(1) 1次審査(書面審査)の実施

① 実施方法

提出いただいた提案書類を事務局にて審査いたします。

② 審査結果通知日

令和7年3月14日(金)

※2次審査に進む場合は、その詳細についても御連絡します。

(2) 2次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)の実施

① 日時

令和7年3月18日(火) ※仮日程、変更の可能性があります。

② 場所

オンライン・WEB会議にて行います。

③ 実施方法

- 1 提案者あたり 15 分程度（プレゼンテーション 10 分、質疑応答 5 分）
- 原則として、審査当日に新たな説明資料を追加することは認めません。

④ 審査方法

- 「『ぐんま Agri×NETSUGEN 共創』実証事業プロポーザル選定委員会」の委員（以下、「選定委員」という。）による審査の結果、各選定委員の評価点の合計点数が高い順序から予算上限内で選定し、受託候補者として、随意契約の交渉を行います。
- 選考委員による評価の合計の平均点が 70 点未満の場合は選定しません。
- 上記の受託候補者と合意に至らなかった場合は、次に評価点の高い者から順に交渉を行います。
- 評価点の合計点数が同点だった場合は、選定委員の合議による優劣の比較審査を行い、評価項目に加算もしくは減算を行い、合計点数の優劣をつけ受託候補者を決定します。
- 企画提案者が一者だった場合は、選考委員による評価の合計の平均点が 70 点以上だった時に、当該企画提案者を受託候補者として特定します。

⑤ 審査結果の通知

令和 7 年 3 月 21 日（金）までに連絡します。また、結果は群馬県ホームページにて公開いたします。

（３）その他

次のいずれかに該当した場合には、失格とします。

- 企画提案書の提出期限を過ぎて提出された場合。
- 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- 見積金額が委託上限額を超過している場合。
- 審査の公平性を害する行為があったと群馬県が認める場合。
- 誠実な契約の履行が望めないと群馬県が判断した場合。

8 契約締結等の手続

（１）契約の締結

- 契約締結については、令和 7 年度に実施予定です。
- 企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び契約金額は、受託候補者と県の間で調整を行い、双方の合意

が得られた場合、契約を締結します。

- 当該協議が不調となった場合、次に評価の高い応募者と協議を行う場合があります。
- 契約締結に必要な経費は契約相手方の負担とします。

(2) その他

- 契約代金の支払は、成果物の引渡しが完了した後に行うものとします。
 - 受託候補者が、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を明記した辞退届（任意様式）を提出してください。
- なお、この場合においては、次順位者を受託候補者とします。

9 注意事項

- (1) 本件プロポーザルの参加に要する経費は、全て提案者の負担とします
- (2) 提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効にし、契約締結後の場合には契約を解除することがあります。また、これにより県が損害を被った場合には、賠償を請求することがあります。
- (3) 提案を辞退する場合には、速やかに連絡するとともに、その旨を書面にて提出してください。
- (4) 受託者が、契約に違反したとき又は履行が不完全であったときは、契約を解除することがあります。この場合、県は受託者の損害を補償しません。
- (5) 本件プロポーザルへの企画提案は、代表事業者一人について一提案のみとします。
- (6) 業務受託者が主たる業務を第三者に委託し、又は請け負わせて実施することは認めません。また、再委託等の相手方が当該プロポーザルの入札者となることは認めません。
- (7) 本件プロポーザルの参加に係る手続、提出書類、ヒアリング等で使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨とします。
- (8) 本件プロポーザルは、令和7年度群馬県一般会計予算成立を前提とします。また、本件プロポーザルにおける受託候補者の決定は、令和7年4月1日に令和7年度予算発効時において効力を生じるものとします。

10 担当者・連絡先

群馬県農政部農業構造政策課

経営体支援係 齋藤

電 話：027-226-3024

メール：noukouka@pref.gunma.lg.jp